

6. 特に公正米價の決定の左の口實実施に依り、当然に實現を要する若干の政策がある。

(1) 生産費低減のため重要肥料價格の引下り

註1 終局は三要素肥料の生産廠家の口實と相俟つ

(2) 不相次ぐ土地負担に地代を低減する左の耕地價格の引下り

註1 耕地の口實管理目標の非土地制度の實施と相俟つ

(3) 耕地 課税負担の低減

註1 租税制度の改革と相俟つ

(4) 土地担保の負債の引下りと利息文拂の猶予並に小額負債の徳政實施

註1 増制利息制限法

利息文拂猶予令の實施

昭和徳政令

4. 小作料の引下り

註1 合理的小作制度の實施と相俟つ

を各々實現するに於てある

配給價格は現在よりも低きことを理想として以上が各具體化するときは米價が低くとも農民の生活を脅すことなし

註1 現在は大農も米價の騰貴を二應嫌小農あるも毎に之を欲するは地主

である 理由は米價の騰貴は他面に生産費の騰貴となり生産費は増入

り生活費の實際支出は小作農、自作農であつて地主はなほ、地主の受

取である。 租税 全利の率は米價の変動の影響を全うす終局米價は

貴は大地主の特に欲する所と存る

殊に貧農は一面米の消費量である

久 食糧者を安置して米穀政策を樹て事務を管掌せしむ